

# 独立行政法人国立国語研究所職員就業規則

平成18年 4月 1日

国語研規則第 6号

改正 平成20年 2月12日

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）の業務に従事する職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めるもののほか、研究所の業務に従事する職員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の法令（以下「関係法令」という。）の定めるところによる。

(適用範囲)

**第2条** この規則は、研究所に勤務する職員のうち、常時勤務する者（独立行政法人国立国語研究所契約職員就業規則第2条第1項に定める者を除く。以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の職員のうち労働契約の期間に定めのある職員の就業に関し特段の定めを置くときは、それによるものとする。

(権限の委任)

**第3条** 所長は、この規則に規定する権限の一部を指定する理事又は職員に委任することができる。

(規則遵守の義務)

**第4条** 職員は、日常誠意をもってこの規則を遵守し、上司の指揮命令に従い、相互に協力して研究所の目的達成に努めなければならない。

## 第2章 任免

### 第1節 採用

(採用)

**第5条** 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 本条に定めるもののほか、職員の採用に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員任免規程（以下「任免規程」という。）の定めるところによる。

(労働条件の明示)

**第6条** 研究所は、職員との労働契約の締結に際し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 三 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇に関する事項
- 四 給与に関する事項
- 五 退職に関する事項

(提出書類)

**第7条** 職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- 一 住民票記載事項証明書

二 前号に定めるもののほか、研究所において必要と認める書類

(試用期間)

**第8条** 採用された者には、採用の日から6箇月の試用期間を設ける。ただし、研究所が必要と認めた場合には、試用期間を延長又は短縮することができる。

- 2 試用期間中又は期間終了時に、職員として引き続き雇用することが不相当と研究所が認めた場合には、解雇し、又は試用期間終了時に本採用しない。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

## 第2節 評価

(勤務評定)

**第9条** 職員の勤務成績については、評定を実施する。

- 2 評定の取扱いについては、別に定める。

## 第3節 昇任及び降任

(昇任)

**第10条** 職員の昇任は、選考による。

- 2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

**第11条** 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場合
- 四 その他、職務に必要な適格性を欠く場合

## 第4節 配置換等

(配置換等)

**第12条** 研究所は、職員に対し、業務上必要がある場合には、配置換、兼務及び出向（以下「配置換等」という。）を命ずることができる。

- 2 配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 本条に定めるもののほか、職員の配置換等に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員出向規程及び任免規程の定めるところによる。

## 第5節 休職及び復職

(休職及び復職)

**第13条** 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、休職にすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
  - 二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
  - 三 水難、火災その他の災害等により、生死不明又は所在不明となった場合
  - 四 学校その他研究所が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合（単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合を除く。）
  - 五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、研究所の職務に従事することができないと認められる場合
  - 六 研究所に在籍のまま出向を命ぜられた場合
  - 七 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
  - 3 休職中の職員の休職事由が消滅した場合は、速やかに復職させるものとする。
  - 4 休職の期間が満了した場合は、当然復職するものとする。

5 本条に定めるもののほか、職員の休職及び復職に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員の休職及び復職に関する規程の定めるところによる。

## 第6節 退職及び解雇

(退職の日等)

**第14条** 職員は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる日をもって退職する。

- 一 退職を願い出た場合において研究所の承認があった場合 研究所が退職日と認めた日
  - 二 労働契約の期間に定めがある場合で労働契約の期間が満了した場合 労働契約の期間が満了した日
  - 三 定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の3月31日
  - 四 死亡した場合 死亡した日
  - 五 研究所の役員に就任する場合 就任日の前日
  - 六 前条に定める休職期間が満了しても休職事由がなお消滅しない場合 休職期間が満了した日
- 2 職員は、前項第1号に掲げる事由により退職しようとする場合には、退職しようとする日の1箇月前までに文書により退職願を提出しなければならない。

(定年)

**第15条** 職員の定年は、満60歳とする。

(再雇用)

**第16条** 研究所は、前条の規定により退職した職員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項に基づく労使協定により定められた基準に該当した者については、独立行政法人国立国語研究所再雇用職員就業規則の定めるところにより、再雇用する。

- 2 前条の規定による退職後、引き続き再雇用を希望する者は、退職日の1年前までに研究所に申し出るものとする。

(解雇)

**第17条** 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
  - 二 禁固以上の刑に処せられた場合
- 2 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。
- 一 勤務成績が著しくよくない場合
  - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 前各号に規定するもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
  - 四 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
  - 五 試用期間中又は試用期間終了時に、職員として不適格と認められる場合
  - 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

3 研究所は、前2項の規定による解雇を行う場合においては、少なくとも30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4 前項の規定は、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は労基法第19条第2項の規定による所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、適用しない。

(解雇制限)

**第18条** 研究所は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおならず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定による所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りではない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 労基法第65条に規定する産前産後の期間及びその後30日間

(退職者の責務)

**第19条** 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事し、指定された期日までに後任者に対する業務の引き継ぎを完了しなければならない。

2 職員は、退職し又は解雇される場合には、研究所から貸与された物品その他の研究所の権利に属するものを返還し、また研究所に債務があるときは退職の日までに精算しなければならない。

(退職証明書等)

**第20条** 研究所は、職員が退職し又は解雇された場合は、その請求に基づき遅滞なく、雇用期間、業務の種類、地位、給与又は退職事由（解雇の場合はその理由）について、証明書を交付する。

### 第3章 勤務時間、休憩及び休日、休暇等

(勤務時間等)

**第21条** 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、独立行政法人国立国語研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程の定めるところによる。

(育児・介護休業等)

**第22条** 職員の育児・介護休業等については、独立行政法人国立国語研究所育児介護休業規程の定めるところによる。

(出張)

**第23条** 研究所は、業務上必要がある場合には、職員に出張を命ずることがある。

2 前項の規定により出張を命ぜられた職員が出張を終えた場合は、速やかにその旨を報告しなければならない。

(旅費)

**第24条** 職員が出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費については、独立行政法人国立国語研究所旅費規程の定めるところによる。

### 第4章 服務等

(誠実義務)

**第25条** 職員は、研究所の使命とその業務の公共性を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、研究所の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

**第26条** 職員は、この規則又は別に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、研究所がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職場規律)

**第27条** 職員は、上司の指揮命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

2 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

**第28条** 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに勤務を欠いてはならない。
- 二 職務の内外を問わず、研究所の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 五 独立行政法人国立国語研究所職員兼業規程による研究所の許可を受けることなく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事してはならない。
- 六 研究所の敷地及び施設内（以下「研究所内」という。）で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 七 研究所内で選挙運動その他の政治的及び宗教的活動を行ってはならない。
- 八 研究所の許可なく、研究所内で、職務に無関係な、文書若しくは図画の掲示若しくは配布又は集会、放送、勧誘若しくはこれに準ずる行為をしてはならない。
- 九 研究所内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(倫理の保持)

**第29条** 職員は、独立行政法人国立国語研究所倫理規程の定めるところにより、その職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

(ハラスメントの防止等)

**第30条** 職員は、独立行政法人国立国語研究所ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところにより、いかなる形でもハラスメントを行ってはならない。

(入所禁止又は退所)

**第31条** 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、その入所を禁止し、又は退所させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
  - 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
  - 三 衛生上有害と認められる場合
  - 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入所を禁止された場合、又は所定の終業時刻前に退所させられた場合の給与の取扱いについては、独立行政法人国立国語研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

## 第5章 給与及び退職手当

(給与)

**第32条** 職員の給与については、給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

**第33条** 職員の退職手当については、独立行政法人国立国語研究所職員退職手当規程の定めるところによる。

## 第6章 研修

(研修)

**第34条** 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 研究所は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、研修に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員研修規程の定めるところによる。

## 第7章 災害補償

(補償)

**第35条** 職員に係る業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害については、労基法、労災法及び独立行政法人国立国語研究所職員法定外災害補償規程の定めるところによる。

## 第8章 表彰、懲戒等及び損害賠償

### 第1節 表彰

(表彰)

**第36条** 職員の表彰については、独立行政法人国立国語研究所永年勤続者表彰規程の定めるところによる。

### 第2節 懲戒等

(懲戒の事由)

**第37条** 研究所は、職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行う。

一 正当な理由なしに無断欠勤をした場合

二 正当な理由なしにしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合

三 故意又は重大な過失により研究所に損害を与えた場合

四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合

五 研究所の名誉又は信用を著しく傷つけた場合

六 素行不良で研究所の秩序又は風紀を乱した場合

七 重大な経歴詐称をした場合

八 その他この規則及び関係法令によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

(懲戒の種類)

**第38条** 懲戒は、戒告、減給、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の区分によるものとする。

一 戒告 将来を戒める。

二 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を超えず、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を超えない額を給与から減ずる。

三 停職 6箇月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

四 諭旨解雇 期限を定めて退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、懲戒解雇する。

五 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

2 前項に定めるもののほか、職員の懲戒に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

**第39条** 研究所は、前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があ

る場合には、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

### 第3節 損害賠償

(損害賠償の責任)

**第40条** 職員は、故意又は重大な過失によって研究所に損害を及ぼした場合には、損害賠償の責任を負わなければならない。

## 第9章 安全衛生

(安全及び衛生に関する法令の遵守)

**第41条** 研究所は、関係法令に基づき、職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 職員は、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、研究所が行う衛生に関する措置に協力しなければならない。

3 職員の衛生に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所衛生管理規程の定めるところによる。

(非常災害)

**第42条** 職員は、火災等の非常災害の発生する危険その他の異常を認めた場合には、臨機の措置をとるとともに、相互に協力して被害を最小限に食い止めるよう努めなければならない。

(健康診断)

**第43条** 職員は、採用の時及び毎年定期に実施する健康診断を受けなければならない。ただし、他の医療機関において健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りではない。

2 職員の健康診断に関する職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(就業の禁止又は制限)

**第44条** 研究所は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員就業を禁止し又は勤務時間を制限する等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により、就業の禁止又は勤務時間の制限を命ぜられて勤務しなかった時間は、出勤したものと取り扱う。

## 第10章 発明等

(発明等及び権利の帰属)

**第45条** 職員が職務上行った発明等及び権利の帰属に関する取扱いについては、別に定める。

## 第11章 その他

(宿舎)

**第46条** 職員は別に定めるところにより、宿舎を使用することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 2. 12 国語研規則第14号)

この規則は、平成20年2月12日から施行する。